

カンボジアにおける子どもの人身売買と
違法移住労働予防プロジェクトの評価

Evaluation of a Project in Cambodia for Prevention of Human Trafficking
and Child Migration Work

牧田 東一

はじめに

ここ数年、筆者はカンボジアにおける子どもの人身売買防止に取り組む日本のNGOに関わっている。これ自体は実践であり、研究ではない。しかしながら、開発援助では研究的要素も含みつつある種の社会実験として貧困対策などの取り組みが行われ、様々な経験知識が蓄積されて方法的進展がなされてきた。〇〇アプローチ¹というのは、NGOを含む国際協力主体の実践とその批判的検討の積み重ねのなかで展開してきたのである。

例えば、ノーベル平和賞を受賞したバングラデシュのグラミン銀行創始者のムハマド・ユヌスは、元々経済学者で貧困対策のアクションリサーチを通して、マイクロクレジット（貧困層対象の少額融資）を開発した。今日、マイクロクレジットは開発途上国だけでなく、先進国の貧困対策でも試みられるような普遍的な手法として認められている²。これは、方法として優れていただけでなく、かなりきちんとした金融の研究を伴っていたことも世界的普遍性を獲得した大きな要素ではないかと思う。活動を客観的に研究して発表することで、方法の有効性、限界、条件などについてのデータが様々な状況や地域で積み重ねられて、方法が確実に深化していくのである。長い目で見たときに、実践と研究を含む客観的な批判的検討のプロセスが貧困などの開発問題の本質的解決につながっていくのである。

残念ながら日本では、特にNGOの活動では、実践と研究との協働があまり盛んではない。そこで、筆者は実践と研究をつなぐことを考えてみた。しかし、その作業は簡単ではない。実践は当然ながら援助すべき厳しい状況にある人々を救うことが第一義的であり、研究を優先することはできない。研究が眼前の援助の障害になることは許されない。研究が実践に関わりつつ、障害とはならない段階はいくつかあるが、なかでもプロジェクト開始以前の調査（ベースライン調査）とプロジェクトの途中あるいは終了段階で行われる評価では、さほど大きな問題なく研究が実践に貢献できるし、摩擦も少ない。そこで、筆者は評価という形で実践と研究をつなぐ試みを行った。ここでは、その中間的な報告を研究ノートという形でまとめてみたい³。

研究テーマ

上述の通り、評価といっても対象のプロジェクトが成功したのかどうかだけが研究のテーマではない。それも含まれるが、より普遍的な意味を持つのはそのアプローチの有効性、限界、成立する条件などを客観的に分析することである。他の地域の同種の事例に適用できるのか、どのような条件ならば適用可能なのかといった、より一般的な答えに何らかの示唆を与えることが目的となる。

評価の対象となったプロジェクトは具体的には次のようなものである⁴。

¹ よく知られているものでは、ベイシック・ヒューマンニーズ・アプローチやエンパワメント・アプローチなどがある。

² 貧困緩和に効果があるという十分な証拠はないという研究報告もある。

³ このレポートは2008年夏に研究室研究費で行った現地調査に基づき、一部情報を更新している。

⁴ 実際のプロジェクトに影響を与えてはいけないので、実名は書かない。

カンボジアのベトナム国境沿いのSR州CT郡の5つの集合村⁵では、灌漑設備がないために天水に頼った稲作が行われており、乾期には作物を育てることが出来ない。このため1年のうち数ヶ月は食料となる米の在庫が底をつき、男性は建設労働などを求めて出稼ぎに出る貧困層が存在する。しかし、出稼ぎ収入もままならず送金がきちんとあるわけではない。残された家族は、高利貸しから金や米を借りる⁶か、あるいは国境を越えてベトナムに行き、落ち穂拾いや海岸での貝拾い、野菜を仕入れてカンボジアの市場で売るといった簡単な商売で数ヶ月をしのぐしかない。国境の向こう側のベトナムでは政府による灌漑設備整備によって、乾期でも米、野菜などが豊富に採れるのである⁷。

こうした貧困状況に人身売買の業者がつけ込む。例えば、中学生くらいの女の子のいる家庭には、首都プノンペンの縫製工場での仕事がある、美容室で仕事があるなどと騙し、実際には売春宿に売ってしまうというような商業的性的搾取を目的とした人身売買も数多く存在する。プノンペンなどの都市部には、地元のNGOが経営するシェルターが何カ所もあり、そこでは売春宿から救出された少女たちが保護され、社会復帰のための識字教育や職業訓練を受けている⁸。また、小学校低学年くらいの子どもたちをベトナムのホーチミン市などの大都市で物乞いをさせて、収入の多くの巻き上げるなどの労働搾取もある。筆者は実際にベトナムで物乞いをした小学生の女子に話を聞く機会があったが、2～3週間学校を休んで物乞いをしていた。昼間は物乞いをし、夜は警官を避けて林の中で眠り、どう見ても危険な児童労働⁹である。この場合には、最初は業者によって人身売買¹⁰の対象となっていたが、その後は方法を学んだ村人たちが自分たちで物乞いを組織していた。いずれにせよ、少女は学校を長期休業せざるを得ない上に言葉も通じない異国で違法な、そして屈辱的な物乞い、林の中での危険な野宿生活を余儀なくされていたのである。話を聞いた彼女の家はいかにも掘っ立て小屋で家財はほとんどなく、父も母も出稼ぎで、祖母と暮らしていた。筆者の関わるNGOの奨学金¹¹でその少女はようやく危険な物乞いの児童労働から解放され、復学できたのである。

日本とカンボジアのNGOが協働で実施するプロジェクトは、こうした状況にあるCT郡

⁵ コミューンと呼ばれる。選挙によって議員が選ばれる基礎自治体、最小の行政単位であり、平均で7400人の規模である。複数の自然村で構成されるため集合村と訳される。

⁶ 年利100%というような高利貸しが存在する。

⁷ 国境のベトナム側はカンボジア側から見ると豊かな地域もあるが、貧しい地域も含まれる。そこでは、カンボジアに外国人観光客向けの売春婦を出すこともある。

⁸ 有名なのは、自伝の邦訳が出版されたソマリー・マム氏が経営するAFESIP。詳しくは、ソマリー・マム『幼い娼婦だった私へ』文芸春秋社、2006年。

⁹ 国連労働機関による1999年最悪の形態の児童労働条約（第182号）では、児童売春、子ども兵などとならんで、物乞いをさせることも最悪の形態の児童労働の一種とされる。

¹⁰ カンボジアの現在の法では、被雇用者が雇用者に直接雇われず、中間業者が存在する場合は全て人身売買とされる。

¹¹ 学用品などに加えて、米がなくなる時期に米を奨学金として支給する。奨学金の対象家庭では、95%の家庭で違法な物乞いのための出稼ぎがなくなった。

において数年に亘っていくつかの事業を複合的に行っている。まず、意識啓発であり、コミュニティの指導的立場の人々への訓練ワークショップの実施、小中学校での人身売買防止ネットワーク活動（1校10名の子どもがネットワーク・メンバーとして、啓発活動を行う）を通じて、子どもたち自らが子どもの権利を学び、エンパワメントによって自分たちの権利を守ろうとする活動に対して支援してきた。第2が経済的支援である。危険な状況にある家庭に奨学金を支援する活動、同様な家庭を対象に牛を貸し出す牛銀行、野菜の種を配布する支援などの活動である。

筆者の調査の目的はこれらの支援活動がどの程度、性的搾取を含む人身売買の予防と違法な出稼ぎの防止に効果があったのか、そしてどの活動が最も効果的、効率的なのかということについて見通しを得ることである。

人身売買予防のアプローチ

人身売買の対策にはいくつかのアプローチがある。第1は、被害者の救出、保護、社会復帰支援である。商業的性的搾取の場合、カンボジアではいくつかのNGOが国際的支援を受けながら、シェルターを運営してこれらの活動にあたっている。第2は、法の整備と警察による取り締まりの強化である。法の整備は国際協力を受けながらカンボジアでもかなり進んでいるが、警察の取り締まりは警官の教育不足、売春宿オーナーと政治家や警察の癒着もあり、不十分である。また、取り締まり逃れの性産業の手口の巧妙化によって、いちごっこになっていると言われる。第3が本稿で扱う予防である。いったん人身売買の被害者になると、たとえ救出され社会復帰できたとしても、身体的・精神的被害から完全に回復することは容易ではない。被害者を出さない予防が最も本質的な問題解決なのである。

予防には、さらに2種類のアプローチがある。第1は、人身売買業者につけこまれる原因である被害者の貧困状況を改善しようとするものである。筆者の関わるNGOとパートナーとなる地元NGO¹²では、奨学金という体裁をとった米の支給、牛銀行¹³、野菜栽培などを危険な状況にある家族を選んで実施している。第2は、被害にある可能性のある人々と関係者の意識啓発である。人身売買の被害や手口に関する情報、それを禁止している法に関する知識、子どもの権利に関する知識を貧困地域の村人などに普及させることで、予防しようとするものである。前者は伝統的な経済開発アプローチ、後者はより教育的なアプローチであり、最後の子どもの権利に関する知識の普及は権利アプローチである。

経済開発のアプローチは多くの問題の原因が低収入にあると考え、収入を増やすことで問題解決をしようとする考え方である。最も古くから行われている一般的な方法である。しかし、貧困は複雑な要因が絡み合っており、容易に解決できるものではない。例えば、米

¹² 現在では、カンボジアに限らず開発援助全般において、先進国のNGOが単独で事業を行うことは少なくなっており、地元のNGOと連携して共同で事業を実施することが多い。

¹³ 牛組合を作り、組合員に雌牛を供与する。生まれた子牛から雌牛一頭をNGOに返却し、残った牛が組合員の所有となる。子牛を肥育して売るだけでなく、耕作用の役牛として用いる。

の支給は持続性の点で問題があるし、また依存を生んでしまう危険性¹⁴もある。牛銀行や野菜栽培には初期投資が必要なだけでなく、飼育・繁殖や栽培技術が必要である。小学校さえ卒業していない非識字の農民が多く、健康状態もよいとは言えない状況で、新たな農業技術の導入が簡単に進むとも思えない。灌漑が抜本的な解決策ではあるが、そのためには莫大な投資が必要である。ポルポト時代には都市住民の強制労働で水路を造ろうとしたが、貧弱な灌漑知識のために失敗している。現在のカンボジア政府にはこの地方に大規模な灌漑設備を作ろうとする意志は見えない。農民による地下水のくみ上げにはヒ素の問題があり¹⁵、井戸掘りで簡単に解決できるとも言えない。つまり、貧困地域の多くでそうなのだが、貧困の原因は農業生産性の低さにあり、それを改善することは農民個人やコミュニティレベルでは容易ではないのである。

しかし、貧困の解決が困難だからと言って、人身売買の問題が放置されてよいということにはならない。人身売買は重大な犯罪なのである。貧困を口実に問題解決を遅らせてはならない。意識啓発アプローチは経済開発アプローチに比べればはるかにコストがかからないことから、うまく機能すれば有効な人身売買予防手段になりうる。実際、カンボジアではUNICEFやILOが意識啓発アプローチで人身売買予防に取り組んできた。

以上のような考察から、意識啓発アプローチがどの程度人身売買予防に効果を持つのかをテーマに、プロジェクトの効果について評価しようと考えた。

関係機関からのインタビュー、文献調査

カンボジアでは人身売買被害者数が年間1万人とも2万人とも言われた時期があったこともあり、国際機関やNGOが人身売買対策に取り組んできている。調査のまず手始めに、これら機関の活動や関連する文献の調査を行った。

国連機関では、UNICEF、ILO/IPEC、IOMが人身売買に関連した活動を行っている。UNICEFはカンボジア政府の女性省（Ministry of Women' Affairs、以下MoWA）と協働して、1999年からChild Protection Network（以下、CPN）を全国で実施している [UNICEF 2004]。これは、MoWAのスタッフが全国各地のコミュニティで子どもを守るためのワークショップを実施して、特に村長や警察官、教師などコミュニティの指導的立場の人々の意識啓発を行い、子どもが人身売買その他の危険から守られるようにと実施したものである。しかし、CPNはUNICEF自身が実施した外部評価によって効果が薄いと判断され、筆者が調査を行った2008年8月の時点ですでに終了が決まっていた。問題は、意識啓発アプローチが効果的ではないということではなく、それ以前にMoWAの実施体制に不備があり、情報がきちんと必要な貧困層に届いていないという問題であった¹⁶。

¹⁴ ポルポト派による大量虐殺、長く続いた内戦を経験したカンボジアには、国連、先進国政府、NGOなど大量の援助が流れ込み、援助依存体質が国民に染みついていると言われる。

¹⁵ 自然界に存在するヒ素がメコン川等の河川で運ばれ、地下に層を作っている。深掘り井戸がこの層に当たると、井戸水にヒ素が含まれる危険性がある。

¹⁶ UNICEFカンボジア事務所スタッフのインタビュー。

ILOは、IPEC (International Programme on the Elimination of Child Labour) を通じて、児童労働廃絶の観点から子どもの人身売買問題に取り組んできた。カンボジアを含むメコン流域国では、2000年から2008年まで英国政府の支援を受けて、人身売買の意識啓発事業を行ってきた。カンボジア事務所担当官の話では、2000年当時人身売買についてカンボジア政府の役人、警官、一般市民を含めてほとんど知識がなかったため、意識啓発事業には大きな意味があったという。現在では、多くの市民が人身売買の被害、手口などについて知るようになり、そのため今後は大規模な意識啓発事業は必要ではないのではないかとということであった¹⁷。

IOM (International Organization for Migration、国際移住機関) は、国境を越えた人身売買と深く関係する移住問題の観点から、「安全な移住」をテーマにして、人身売買の問題にも取り組んでいる。上述のように、SR州のような貧しい地域では移住をするなどというのは無理であり、むしろ人身売買などの搾取的な労働に巻き込まれない安全な移住を進めようとする立場である。カンボジアとベトナムの両政府の橋渡しをして、ベトナムに救援センターを設置し、そこで警察に逮捕されたカンボジア違法移民を収容し、送還する事業を行っている。また、カンボジアの社会省 (Ministry of Social Affairs、以下MSA) と協力して、送還された違法移住者に米や肥料の供与を行って、違法移住を再び行わないように指導している。

アジア財団¹⁸はアメリカの民間財団であるが、米国開発庁 (United States Agency for International Development、以下USAID) の資金を受けて、永年にわたって人身売買に取り組んでいる。アメリカ政府が世界規模で人身売買の防止に取り組んでいるのは人道的理由からだけではない。人身売買から得られる莫大な違法収入がテロ活動に流れていると考えており、テロとの戦争の一環として人身売買防止にODAを使っているのである。2007年2月まで、同政府は法律によって直接カンボジア政府に政府開発援助の供与ができなかったため、アメリカのODAは全てアメリカの民間団体を通じてカンボジアの主として人権分野の活動に向けられていた。実質的に、アジア財団はUSAIDの代理人とも言える。同財団の人身売買担当者によれば、被害者実数に関する客観的調査はなく、また人身売買の定義も曖昧できちんとした把握が出来ていないのが実情ということである。アジア財団とUSAIDは人身売買問題はカンボジア政府がきちんと対処すべきであるという考えで、中央政府と州政府に委員会を作り、政府による実情調査、対策への支援を行っているという [Asia Foundation 2006]。

子どもの商業的性的搾取の根絶を目指す国際ネットワークのECPAT (International Campaign to End Child Prostitution in Asian Tourism) と、同じ目的のカンボジアのNGO

¹⁷ ILP-IPECカンボジア事務所スタッフのインタビュー。

¹⁸ アメリカの民間財団。アジアでの防共活動を目的として設立され、自ら基金をもたず、日本を含む東・東南アジアでCIA等の政府資金も使って助成活動を実施してきた。近年では、民主化や人身売買問題などに取り組んでいる。

の連合体であるCOSECAM (NGO Coalition to Address Sexual Exploitation of Children in Cambodia) は、25団体のNGOの63ヶ所のシェルターに政府から送られてくる性的搾取目的の人身売買の被害者数を把握しているが、その2005-2006年度報告書によると、2005年度が111名、2006年度が68名であり、それ以前がほぼ毎年200～300名であったのに比べて、かなり減少している。減少の原因について、ECPAT/COSECAMは被害者が減少したのではなく、政府がNGOシェルターではなく故郷の村に直接戻すケースが増えていること、また、性産業の手口の巧妙化によって政府・NGOが被害者を把握できなくなっているのではないかとしている [ECPAT Cambodia 2005; 2007]。面白いことに、救出された被害者の出身地別の人数を見ると、割合から見て数が多いのはアンコール遺跡のあるシェムリエップ州だけで、他の州では被害者数は人口にほぼ比例している。SR州出身の被害者はこの期間で3名に過ぎず、特に多いとは言えない。

以上のインタビューから、(1) 意識啓発事業は国際機関によってかなり実施されており、人身売買に関する情報はある程度普及している可能性が高いが、被害に遭う危険性の高い農村部の貧困層にまで行き渡っているのか、またどのような情報が伝わっているのが問題であり、(2) 商業的性的搾取の被害者は無視できないが数はそう多くはなく、意識啓発のような多くの人間を対象とした被害の確率を下げる手法ではなく、危険な状況にある家庭を直接保護、観察するような方法が適しており、意識啓発の対象とすべきは未だに数が多い違法移住、特に子どもの物乞いであろう、ということが分かった。

現地フィールドインタビュー

SR州で、パートナーのローカルNGOスタッフのアレンジで、プロジェクト実施地での関係者、および州、郡の社会省、教育省の担当者とのインタビューを行った。

州政府社会局のディレクター HK氏はベトナムから送還された移民の担当で、氏によると違法移民の送還は1996年から始まり、当初はSR州KR郡のみで500人程度であったが、後にプロジェクト地であるCT郡にも広がった。97年には社会局による帰還移民への米の提供が始まり、2002-03年度からはIOMと社会局による米と肥料の支給を行っている。警察に捕まった違法移民を収容する救援センターでは、2～3ヶ月間そこで居室、食料、衣服などを与えられ、その後送還される¹⁹。引き取った社会局は移民たちを家まで送る。移民たちは二度と違法移住しない誓約書を書かされるが、懲罰はなく、そのため違法移住を繰り返す家族もある。違法移民の送還数は以下の表の通り。

¹⁹ 送還時にはファイルが作成され、氏名、住所などの情報の他、救援センターでの写真も添付されており、確実なデータである。

表 1. ベトナム当局から送還されたSR 県違法移民、1996-2008年

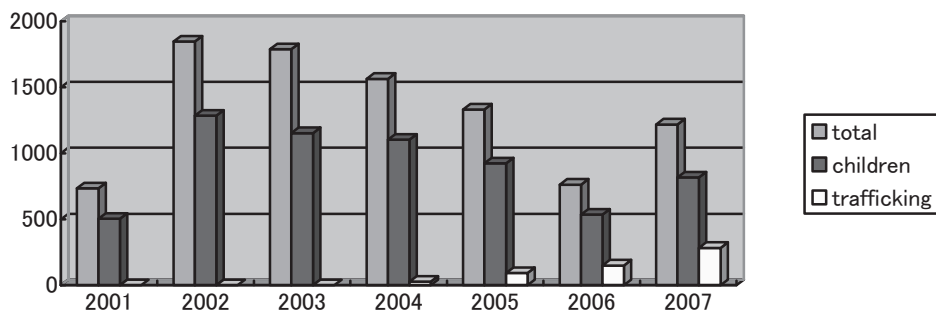
年	家族数	人数	男	女	子どもの数	男	女	人身売買	男	女
1996	213	545	194	351	332	168	164		n.a.*	
1997	0	0	0	0	0	0	0		n.a	
1998	368	1138	425	713	639	386	253		n.a	
1999	44	163	74	89	109	59	50		n.a	
2000	22	90	37	53	67	33	34		n.a	
2001	204	735	331	404	504	241	263		n.a	
2002	752	1847	828	1019	1285	641	644		n.a	
2003	649	1788	833	995	1153	524	629		n.a	
2004	519	1564	651	913	1103	477	626		27	8
2005	466	1332	532	800	923	405	518		93	54
2006	303	768	274	494	536	229	307		150	60
2007	508	1218	486	734	817	384	433		283	124
2008**	230	493	201	292	331	164	167		122	64

注 * 2003年までは人身売買被害者の統計がとられていなかった

** 2008年6月まで

(出典: SR州社会局)

図1 ベトナム送還移民の人数、子どもの数、人身売買被害者数、2001-2007年



(出典、表1から筆者作成)

以上のデータから以下のような解釈ができる。

- (1) 2002年に送還者の数が急増したが、その後対策の効果と思われるが送還者数は逡減してきていた。しかし、2007年に再び増加し始めている。それは、2006年、2007年のSR州での干ばつの影響ではないかと考えられる。違法移民者数と送還者数にはおそらく相関があるだろうと思われる。HK氏によると、KR郡のTK集合村の調査では約150人の違法移住経験者のうち送還を経験したのは50～60人であった。また、2008年度送還者についてHK氏が調べたところでは、2度以上の送還経験を持つのはわずか3%に過ぎなかったと言う。前者からは、移民者は送還者の約3倍、後者からは全ての人が違法移住を繰り返していたとすると捕まる確率は3%程度とも考えられる。そ

もそもベトナム警察が違法移住として逮捕するには、見てすぐそれと分かる服装、仕草、仕事などが重要だろう。子どもの割合が高いのも、警官が注意していることもあるだろうが、物乞いなど特殊な仕事をしているからだろうと思われる。逆に言えば、あまり目立たない仕事をしていれば捕まる確率は低いと思われる。また、救援センターの定員や警察の取り締まりの政策なども送還数に影響をするだろう。1997年度に送還が行われていないのは、こうした政策の問題と思われる。以上の考察から、違法移住者の数は送還者の数倍から数十倍と考えられ、政策的要因の影響も受けるが、送還者の数の変化は違法移民の数の変化とある程度相関しており、前者を後者の指標と考えることが出来ると思われる。

- (2) 送還者の男女比、子どもの割合を見ると、女性の割合が高いことと子どもの割合が圧倒的に高いことが分かる。おそらく男性はカンボジア国内での建設労働などの出稼ぎに出ており、ベトナムへの違法移住は女性や子ども中心の最後の生計手段としての行動だろうということが分かる。子どもの割合が70-80%と異常に高いのは、ベトナム側が子どもを特に注意していることや子どもが物乞いなど目につきやすい違法の仕事をしていることにも関連しているだろうが、非常に問題である。物乞いはILOが指定している最悪の形態の児童労働の一つであり、学校に行けないだけでなく、危険であり、また子どもの健全な発育に極めて悪影響を与える。IOMが主張する安全な移住、すなわち合法的で労働者としての権利が守られ、移住者の人間開発の向上につながるような移住ではないことは明らかである。
- (3) 人身売買のケース数であるが、これは数が増えてきているというよりは、カンボジア政府の人身売買の定義の変化と関係していると思われる。現在では、雇用主と直接雇用契約をしない場合、すなわち中間に誰かがいる場合には、そこで中間搾取が行われると考えて、全て人身売買とされる。HK氏によると、人身売買で性的搾取の事例は最近ではほとんどないということである。

以上の考察から、物乞いのための子どもの違法移住を減らすことを目的として、送還者数なかでも子どもの送還者数を指標にプロジェクトを考えるのがよいだろうと思われる。ただし、移住者と送還者数の関係について留意が必要であり、ベトナムでの取り締まりの政策や実情についての調査が必要である。

プロジェクト関係者のインタビュー

プロジェクトでは、経済的支援(奨学金、牛銀行、野菜栽培)に加えてCBPN (Community-based Prevention Network) とSBPN (School-based Prevention Network) の2つの意識啓発活動を行っている。CBPNは集合村長、警察官、役人、教員などのコミュニティの有力者を対象にワークショップを行い、人身売買の手口や子どもの権利、家庭内暴力の問題²⁰などを

²⁰ カンボジアでは内戦の影響があると言われるが、家庭内暴力の数が多いだけでなく、殺人に至るような過激な暴力が頻繁に見られる。

教え、彼らが主体的に問題解決に関与するよう促す事業である。SBPNは、子どものエンパワーメントを目指した事業で、地域の各学校に人身売買予防ネットワークという10人程度のグループを作り、そのメンバーにワークショップを行って、子どもの権利の知識の普及や活動への意識啓発を目指すものである。メンバーは朝会で全校生徒に話しをしたり、人身売買になりそうな事例があれば教員に通報したり、あるいは親に直接働きかけたりする。前者はUNICEFの事業と類似しているが、後者は非常にユニークな事業であり、もしSBPNに予防効果があるならば、新しい方法的取り組みとして意義は大きい。

CT郡事務所の社会省担当者SS氏と教育省担当者SK氏に話しを聞いたところ、二人はプロジェクトの奨学金の選考委員に加わっており、SS氏はCBPNのメンバーでもある。SS氏によると郡内のいくつかの集合村で子どもの違法移住が多く、また学校をドロップアウトしてしまう子どもが多いという。400-500トンの米を抛出して、干ばつの時に米を低利で貸し出す米銀行を実施してはどうかと提案した。SK氏は奨学金受給の子どもはベトナムへの違法移住に参加しておらず、このことから奨学金という形で米を提供するのは違法移住を食い止めるのに有効であると思うと述べた。また、CBPNとSBPNも効果的だと述べたが、前者については具体的にDVが起きたときにCBPNメンバーが介入した事例をあげたが、SBPNについては具体的な効果の事例をあげることはなかった。

SBPNを実施している2校の小学校の校長、KN氏とSN氏によれば、各10名の児童がSBPNのメンバーとなっており、国連子どもの権利条約に基づく子どもの権利、麻薬や賭け事、人身売買の危険性についての啓発活動を行っている。KN氏はSBPNメンバーに週1回朝会の時に20-30分の時間を与えて啓発活動を支援しているという。子どもの権利についての児童の理解の度合いを尋ねると、30%はよく理解し、20%はある程度理解し、20%はあまりよく理解せず、残りの30%はほとんど理解していないという²¹。ベトナムへ物乞いなどのため学校を休む児童の数を尋ねると、SN氏は2001-2006年には、特に1～3年生のクラスでは半数程度の児童が欠席している状況であったが、2008年にはベトナムに物乞いに行く生徒はほとんどいないということであった。KN氏の学校では、物乞いに行く児童がいなくなったとは言えないが、大幅に減ったという。KN氏の見解では、その理由は、(1) SBPNの効果、(2) CPBNのメンバーである集合村長、警察官などの効果、(3) 国境沿いに来た新しい工場での就労機会の増加ではないか。

CR集合村のTO村の村長補佐であるHS氏は、昨年にCBPNの2つのワークショップに参加した。彼は、3年前にUNICEF/MoWAのCPNにも参加した。ワークショップに参加後、彼は村の150の家族のうちベトナムによく違法移住に行く15の家族を2-3回訪問し、移住の違法性、特に物乞いの違法性、教育を受けられないなどの子どもへの悪影響について説明した。15家族のうち、3-4の家族以外は違法移住を止めたが、3-4家族は違法移住を続け

²¹ 現在のカンボジアでは正規の授業で子どもの権利を教えており、SBPNとは関係なく子どもは権利条約について授業で習っている。この理解度はそれを含めてのことと思われる。

ているという。彼らは農地が狭く、収入が非常に低いため、生き残るには物乞いなどを
するしかないのだという。

CR集合村長のCS氏、同警察官のLS氏、校長のTO氏は、CBPNのメンバーで、訓練ワー
クショップの後、3人は集合村の各村でそれぞれ20-50名の村人を集めて会合を行った。そ
こで、子どもの権利、違法移住の危険性、人身売買について話しをした結果、それまで各村
で40-50家族が違法移住に加わっていたが、4-5家族に減少した。これまでのところ、人身
売買の事例はないということであった。UNICEF/MoWAのCPNは間接的であったが、この
プロジェクトではローカルNGOスタッフが常駐して村人を訪問するなどより直接的で効果
がある。警察官のLS氏によると、今年になって既に3回ベトナムからの帰還移民を受け
入れているとのこと。

牛銀行を運営する牛組合メンバーのLC氏（女性）は、ベトナムに何十回も行っている。
昔は、落ち穂拾いと海岸での貝拾いであった。一緒に行った仲間の中にはベトナムで警官
に逮捕された人もいるし、子どもを連れて行って物乞いをさせている人もいる。しかし、
彼女は子どもの教育を考えて一度も子どもを連れて行ってない。最近ではベトナムで肉
や野菜などを買って、地元で売ることで収入を得ている。国境を越えるのにビザはいらな
いし、通行料を払う必要もなく、安全でいい商売だと考えている。

パートナーNGOのスタッフであるPS氏は、SR州の3つの郡のベトナム送還者について
2005年と2007年のデータを提供してくれた。

表2 KR郡、CT郡、ST郡のベトナム送還者、2005年と2007年

	KR郡			CT郡			ST郡		
	総数	女性	子ども	総数	女性	子ども	総数	女性	子ども
2005年	786	502	536	541	294	382	8	4	7
2007年	593	370	n.a.	619	361	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.

(出典：SR州社会局)

表3 CT郡の5つの集合村での実施プロジェクト 2006-2007年

	BA集合村	BV集合村	PS集合村	CR集合村	PK集合村
CBPN	○	○	○	○	○
SBPN	○	○	○	○	○
奨学金	○	○	○	○	○
牛銀行	○				
野菜栽培	○				

PS氏は、CBPNやSBPNによって村人は違法移住と人身売買の危険については知るよう
になり、その結果騙されることが減って、移住がより安全になったという。しかし、違法移
住を完全に無くしたいならば、収入機会をより多く作り出す必要がある。現在の奨学金は

女の子1人の食料には足りるが、家族全体の食料には不十分であり、牛銀行は収入を生むまで時間がかかる。具体的には、小規模事業支援、野菜栽培・畜産の技術指導、子どもへの職業訓練の事業を行うべきである。

疑問、そして中間的結論

SR州全体の送還者数と同州KR郡、CT郡の送還者数を比べてみると、ベトナム送還者はこの2郡にほぼ集中していることが分かる。その一つであるCT郡の5集合村で表3のようにプロジェクトを実施しているということは、プロジェクトが成功していれば、CT郡、ひいてはSR州全体の送還者数に相当の影響を与えてもよいだろうと思われる。

フィールドでの関係者のインタビューはプロジェクトが成功し、ベトナムへの違法移住、特に子どもの移住は相当程度減少しておかしくないことを示唆している。一方で、送還者数という定量的データは焦点となっている2007年の送還者が減っていないどころか、干ばつが原因でむしろ増えていることを示している。

送還者数のデータは確実なものなので、可能性としては2つ考えられる。第1は、両方もが成立する可能性である。違法移民数と送還者数が逆の傾向を示す可能性などであるが、これはないとは言えないが、可能性は少ないだろう。第2は、東京からやってきた日本人の筆者に対して、関係者が都合のよい迎合的発言をした可能性で、ロバート・チェンバースが専門家批判の中で指摘した外部専門家と住民の間で起きるコミュニケーション・ギャップである²²。

この調査の時点では、この疑問の解明にはさらなる調査が必要であり、結論は不明であった。筆者は、第1にCBPNにしるSBPNにしる、意識啓発アプローチについては、本当に情報が貧困層や貧しい家庭の子どもに伝わっているのかを調査する必要性を報告書のなかで指摘した。UNICEFのCPNの失敗が繰り返されていないのかを確認する必要がある。この評価調査でインタビューした人々の多くはプロジェクトの直接の受益者であり、彼らから草の根の貧しい人々まで本当に情報が届いたのかを確認しなければならないだろう。具体的には、学校であればサンプルを選んで試験をすることが考えられる。第2に、なるべく多くの違法移住を繰り返す家族に直接インタビューをして、彼らがSBPNやCBPNが発信しているような情報を得ているのか、情報を得たとすればどこからか、情報を得た結果行動が変わったのか、変わらないとすればそれは何故かなどを調査すべきである。しかし、違法移住を繰り返す家族は極端に貧困であり、そのため家がなかったり、家にいない可能性も高い。また、違法移住常習者であるから本当の話が聞き出せるかどうか難しい。それでも、当事者からより多くの「本当の話」を聞き出すことで、はじめて本当に役に立つ支援に近づくことが出来る。

²² チェンバースは、村人は先進国からやってきた専門家に迎合的に口裏を合わせると述べている。詳細は、ロバート・チェンバース『参加型開発と国際協力』明石書店、2000年。

これまで述べてきたように、ベトナムへの移住を完全になくすことは難しい。大規模な農業投資を行うか、あるいは逆により収入の可能性の高い土地への移住が根本的な解決になるだろう。それは都市部への段階的移住という日本の近代化がたどってきた道を指し示しているのかも知れない。しかし、抜本的解決が難しいからと言って問題解決を諦めてしまっただけとはいけない。いかに貧しくとも生存戦略は実はいろいろあるのである。牛組合のLC氏は自分はベトナムへ落ち穂拾いなどで違法移住しても、子どもは決して連れて行かなかった。落ち穂拾いなどより子どもに物乞いをさせた方がはるかに楽に多くの金銭が得られたはずであるが、子どもに教育を受けさせることを優先したのである。また、別の奨学金を受けている家族は家すらなく、野宿生活をしながら、牛の糞を集めて売って糊口をしのいでいた。それでも母親は子どもには中学校を卒業させるのだ、なぜなら自分は貧しくて小学校さえでられなかったからと言って涙ぐんだ。この親たちは貧困から抜け出すことは出来ないかも知れない。だが、彼女たちの子どもたちは、教育を受けることで母親より可能性ある人生を期待することが出来る。貧困層に寄り添って、彼らの可能性を広げる小さな手伝いをしていること、それがエンパワメント・アプローチであり、権利基盤アプローチ²³であると思う。

この研究と実践をいったり来たりする作業は今後も続いていくだろう。評価報告書は何らかの形で実践にフィードバックされ、プロジェクトの改善や新しい取り組みに生かされていくと思う。ただし、筆者の提案が実現するのかどうかは分からない。現場には様々なニーズがあり、資源は限られている。より優先すべきニーズがあれば、そちらにスタッフの時間と資金は使われるだろう。しかし、筆者自身は継続して可能な範囲で、実践に迷惑を掛けない状況でこの研究を継続していきたいと思う。また、次の段階で一区切りついたときに、「研究」の成果を発表したいと思う。

²³ 権利基盤アプローチ (rights-based approach) では、責務履行者の能力強化と権利保有者のエンパワメントが重要であるとされる。

参考文献リスト

- Asia Foundation, The, and Center for Advanced Study (2006) “Review of a Decade of Research On Trafficking in Persons, Cambodia,” May 2006.
- Asia Foundation, The, – Cambodia (2006) “Rapid Situational Assessment of Koh Kong and Svay Rieng: Seamless Survivor Centered Approach to Service Delivery Project,” June, 2006.
- Cambodian Centre for the Protection of the Children’s Rights (CCPCR) (2008) The, “Labor Market Study, Svay Rieng,” March, 2008.
- ECPAT-Cambodia, NGO Committee on CRC (2005) “Database Report: Project on ‘NGO Joint Statistics on Rape and Trafficking’ 2003-2004”, ECPAT-Cambodia.
- ECPAT-Cambodia, NGO Committee on CRC, COSECAM (2007) “NGO Joint Statistics: Database Report on Trafficking and Rape in Cambodia, 2005-2006,” ECPAT-Cambodia.
- Mosalvy and IOM (2003) “Database Report on Children Trafficking from Cambodia to Thailand, 1 Sep. 2000- 31 Dec. 2003.”
- UNICEF (2004) “Child Protection Network—Finding and Recommendations of the External Evaluation,” January, 2004.